

平成 23 年 1 月 31 日

代表者

(社) 日本広告審査機構
事務局長 市川 孝

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は、当機構の活動にご理解、ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびは、関西電力のプルサーマル計画に関するパンフレットの表示についてご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

貴方様はじめ 89 名の方々からいただいたお申し立ての取り扱いについて、去る 1 月 26 日に開催した当機構業務委員会において検討いたしましたので、ご報告申し上げます。

当該パンフレットにおいて MOX 燃料の利用実績に関するデータを表示する場合、「累積数を表示することの是非」さらには「その表示の仕方が誇大か否か」については、当該表示の是非に関する判断にとどまらず、日本国における原子力発電事業の推進に関する考え方やプルサーマルの安全性に関する考え方によって判断が大きく分かれるものと思われま

す。
当機構は、あくまで広告・表示の適正化をはかることを目的とした民間の自主規制機関です。今回のお申し立てについては、“広告・表示自体の是非を審議し、広告・表示の適正化をはかる”という当機構の役割を超えた専門的かつ高度な判断が必要になると考えられますので、当機構が本件を審議案件として取り扱うことは困難であるとの結論に至りました。

以上を当機構の最終的判断とさせていただきますので、ご理解賜りたく、お願い申し上げます。

敬具